

# 令和4年度事業計画

## 母子生活支援施設 はる

法人理念、基本方針に基づき、母と子の福祉、地域の福祉に貢献することを目指し、また、今年度のテーマを「感謝～人へ食へ…全てのものへ～」と掲げ、1年間事業を展開していきます。

### 1. 事業概要

#### (1) 職員体制

施設長	母子支援員	少年指導員
調理員等	嘱託医	

#### (2) 定員

- ・母子生活支援施設 10世帯
- ・子育て短期支援事業 6名/日

#### (3) サービス提供内容

- ・母親と子供と一緒に生活できる住居の提供。
- ・母と子が安全で安心できる生活の提供。
- ・自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言。
- ・保護者が、疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において養育、保護を行う。

### 2. 重点目標

- ・自立支援計画を職員間で共有し、施設が一体となった支援を目指す。
- ・職員一人ひとりが支援スキルの向上。
- ・利用者が社会生活上のルールを意識し、より良い人間関係の構築が出来るスキルの醸成。
- ・子供の意見を取り入れながら、施設の内外での活動を通し、豊かな経験ができるよう取り組む。豊かな経験の積み重ねにより、「楽しさ」や「自信」「他者との関わり」等の力を育む。

### 3. 支援体制、及び、専門的ケアの強化

- ①母子の面談を設け、適切なモニタリングに基づいた自立支援検討を行い、世帯の個別目標を明確化する。又その目標は世帯で確認し合い家族内で統一した目標として、自立支援の充実を図る。
- ②日常生活の援助
  - ・居室点検(2ヶ月に1回)、清掃援助、料理支援、物品貸出、生活習慣指導。
- ③児童への学習支援
  - ・学習支援員や、学習ボランティア、学習塾、家庭教師、職員の学習支援などを利用し、継続的な学習の習慣づけ、意欲向上、受験対策に努める。

④母の外出(病院、市役所等)の際、子の預かり協力

- ・子を連れていけない役所での手続き、弁護士相談、病院受診時の預かりなど。

⑤送迎

- ・保育園や学校など距離がある場合や、保護(DV等)のための送迎、医療機関への送迎など。

⑥母への就労支援

- ・求人の情報提供、ハローワーク同行、面接時の子の預かり等。

⑦嘱託医による定期健診の実施(子ども)年2回(9月、3月)

- ※親に対しては、健康診断を受けることを勧め、その状況を確認する

⑧性教育への取り組み

- ・小学校高学年から、性別・年齢に応じた性教育の学習会の場を設ける。保護者・所児童がそれぞれ正しい知識をもてるようにする。

⑨アフターケアの取り組み

- ・退所後、本人の意向に応じて、状況確認を、電話や家庭訪問等で行う。

⑩利用者の生活及び支援への満足度に関する調査への取り組み。

- ・母子の満足に関するアンケートを実施し、支援改善を行うとともに、満足度を図ることを目的とした面談等を行い、支援の充実を図る。

⑪母の会の取り組み(母達が主体となり、計画を作成し、参加していく)

- ・より良い快適な施設利用のためのルール作りや職員との意見交換の場とする。
- ・昨年度からあった児童会の発足計画を今年度は実施させ、子達の自立心の向上、責任感を養うことを目的とする。

⑫関係機関との連携

- ・各関係機関とは、利用者のニーズを共有し、課題解決のため、ケア会議、支援者会議を行い、具体的支援を連携して行う。

4. 災害・事故対策の推進

①月1回の避難訓練と、年2回(6月、11月)法人全体での防災訓練の実施。

②事故の予防対策として、ヒヤリハット報告書の提出を徹底し、事故の軽減を図る。

③防災用備品の整備を行う。

5. 業務の標準化

①職員全員が、業務を理解し、適切、迅速に業務が行えるマニュアル、体制作りの実施。

②業務を行う上で、PDCAサイクルを意識した業務改善の取り組みを行う。

6. 権利擁護(苦情解決、個人情報保護)の推進

①入所者への権利擁護の推進として、苦情受付(ご意見箱)の設置について、入所者へ説明・周知する。(入所時、母の会)

②子へ権利ノートを活用した学習会、個人面談等を実施し、子の権利擁護意識を高める。

③入所時及び定期面談時に権利擁護の説明を行い、母子からの意見・要望の聞き取りを行い支援に反映させる。

## 7. 人材育成

### ①職員会議、ケース検討会

一体的な支援を目的とする。会議時には施設長、他職員から職務に必要な視点や知識・技術などの助言・指導を受け、新たな気づきを得る。

### ②OJTの強化

OJTを継続的に実施し、人が人を育て、人材が効率的に育ち、技能や専門的技術を伝達させられる環境となるよう努めていく。

### ③個別研修計画

社会福祉協議会、全母協のプログラムをもとに、職員資質、経験年数、研修履歴を考慮し、計画を立てていく。外部、内部研修で得た知識を日々の業務に生かしていく。

## 8. 地域支援の拠点機能の強化

①緊急時の受け入れ体制の整備を行い、緊急一時保護体制の充実を図る。

②法人の行事に地域住民を積極的に招き交流を促進する。

③地域行事・地域活動に積極的に参加させ、地域住民との交流の促進、そして、退所後も継続できる活動となるよう支援していく。

④学生、社協からのボランティアを積極的に受け入れる。

## 9. 会議

各会議を実施し、職員が連携しながら円滑な運営、統一した支援ができるよう心掛ける。

①職員会議(ケース会議も含む)…月2回(第1・第3水曜日)

②ケース検討会…年2回(原則4月・9月 必要に応じ随時)

③事例検討会…(3月職員会議時)

④入所受入れ、退所時検討会…(入所受入れ、退所時)

## 10. 年間の行事等予定

・前年度に、アンケートを取り、入居者のニーズに合わせた行事を予定する。行事によっては、地域の方々を招くことにする。